

丹生俣地区防災計画(土砂災害避難計画)

丹生俣地区の目標

「被災ゼロ 事前の準備が身を守る」

人口	世帯数	65歳以上の割合
170人	82世帯	62.4%

(平成28年9月30日現在)

避難する際の基本的な考え方

- ・土砂災害警戒区域にかからない場所へ避難するのが大原則になります。
- ・危機意識を持って早めの避難を心がけるとともに、予め避難先を決めておきましょう。
- ・お年寄りや体の不自由な方などを地域で助けあい、それぞれができるベストを尽くしましょう。
- ・土砂災害の危険が迫っている時、津市から注意喚起や避難勧告等の情報が発令された際には、速やかに避難しましょう。

丹生俣地区の避難先

- ・台風接近時など大雨が予見できる時などは、親類や友人宅等の安全な場所(土砂災害警戒区域にかからない場所)へ早期に避難しましょう。
- ・お年寄りや体の不自由な方などは、福祉施設を活用するなどし、特に早期に避難しましょう。
- ・時間に余裕がある場合は、土砂災害警戒区域にかかっていない市の指定避難所へ避難しましょう。(例:八幡高齢者生活福祉センターなど)
- ・丹生俣多目的集会所については、土砂災害警戒区域にかかることから大雨警報(土砂)発表時には、避難所として開設しないが、地域の拠点となる施設であることから、安全な避難先へ避難する前の中継所として活用します。
- ・土砂災害警戒区域外の指定避難所へ避難することが困難な場合は、中俣集会所や天理教国司分教会へ避難します。
- ・八手俣川が増水し中俣集会所や天理教国司分教会が浸水する危険が高まった際には、より高いところにある空家を活用します。
- ・自宅が土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域にかかっていない場合は、自宅に留まることも一つの避難行動となります。

台風接近前の避難

- ・親類や友人宅へ
- ・福祉施設の活用も検討

台風接近直前の避難

- ・市の指定避難所へ
 - ・丹生俣多目的集会所も中継所として活用
- (避難勧告等発令時は使用できません)

避難勧告等発令時

- ・中俣集会所や天理教国司分教会へ

八手俣川増水時

- ・浸水のおそれのないより高いところにある空家へ

避難時のルール

- ・避難する際には、避難先を隣近所等に連絡することとし、連絡を受けた住民は、速やかに自治会(自主防災協議会)会長へ報告します。
- ・大雨時に避難する際には、一人で避難せず、複数人で避難します。
- ・自治会(自主防災協議会)会長は地区住民の避難先を把握し、避難先への避難支援が必要な者がいないかどうかを確認します。
- ・避難支援する際には、要支援者に対して、複数の支援者で対応するように予め決めておきます。

避難勧告等の情報の入手方法

- ・同報系防災行政無線
- ・電話応答システム
- ・津市防災情報メール
- ・ファクス配信
- ・エリアメール
- ・CATV
- ・広報車
- ・津市HP



<http://www2.bosai.city.tsu.mie.jp/bousai/>

同報系防災行政無線による避難勧告等の伝達パターン

サイレンパターン	吹鳴:5秒 休止:6秒 吹鳴:5秒 	吹鳴:3秒 休止:2秒 吹鳴:3秒 休止:2秒 吹鳴:3秒
内容	避難勧告 (サイレン音+音声放送)	避難指示 (サイレン音+音声放送)
音声放送内容(参考)	土砂災害が発生する危険性が高まっているため、〇時〇分に〇〇地区に避難勧告を発令しました。	近隣で土砂災害が発生しており、大変危険な状態であるため、〇時〇分に〇〇地区に避難指示を発令しました。